



令和6年度

# 瑞浪市奨学生募集要項

瑞浪市奨学金は返済不要の給付型奨学金です。

申請期間

**令和6年4月1日（月）～4月30日（火）**

高校生

月額 **10,000** 円を正規の修学年限分支給

大学生

月額 **30,000** 円を正規の修学年限分支給

(大学生は入学時に一時金 **200,000** 円支給)

それぞれ **10名** を募集します。

※高等専門学校、医・薬学部などは、正規の修学年限分支給します。

※どの学年でも応募できます。

## 令和6年度 瑞浪市奨学生募集要項

瑞浪市では、教育の機会均等を確保し、将来社会に貢献できる優秀な人材を育成することを目的として、瑞浪市加知奨学基金条例施行規則及び瑞浪市奨学基金条例施行規則に基づき奨学金を支給します。

なお、瑞浪市加知奨学基金は、故 加知 保氏の寄附により開設し、大学生等に対して支給する制度です。

【申請期間】 令和6年4月1日（月）から4月30日（火）まで

### 【申請資格】

対象枠	対 象 者	※専門学校、通信教育及び公開講座は対象外です。
大学生	学校教育法に規定する大学・短期大学・大学院（大学時瑞浪市奨学金を支給されていた者を除く）・高等専門学校専攻科に在学する者で次の（１）～（７）の条件すべてに該当する学生	
高校生	学校教育法に規定する高等学校・特別支援学校高等部・高等専門学校に在学する者で次の（１）～（７）の条件すべてに該当する生徒	

- （１） 瑞浪市に1年以上住所を有する者の子であること。（4月1日基準日）  
（本人のみが瑞浪市内に住所を有する場合は該当しない。）
- （２） （１）に相当すると市長が認めた者であること。  
（祖父母が瑞浪市内に住所を有し、その子を扶養する実態がある場合は該当します。）
- （３） 人物が優秀で、学業の基準は、学習成績の評定を5段階に換算した平均が3.5以上<sup>\*</sup>であること。<sup>\*</sup>小数点以下第2位で四捨五入。
- （４） 修学に十分堪え得る健康状態であること。
- （５） 経済的理由で修学が困難であること。
- （６） 生計同一世帯員に市税の滞納がないこと。
- （７） 外国人は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（将来永住する意思のある人に限る。）を対象とする。

### 【支給額】

- （１） 支給金額

対象枠	対 象 校	支給月額	入学一時金
大学生	大学、短期大学、大学院、高等専門学校専攻科	30,000円	200,000円
高校生	高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校	10,000円	***

- （２） 支給方法

奨学金は7・11・2月の3回に分け、各月20日までに奨学生名義の預金口座に支給金額×4ヶ月分を振り込みます。

### 【支給期間】

支給決定された年度の4月から同一の学校に在学する期間、支給します。ただし、在学する学校の正規の修学年限までが限度となります。

### 【注意事項】

- (1) 支給決定後、毎年、規則にある支給対象者の基準（所得基準、成績要件、市税の滞納等）を確認し、場合によっては、支給されないことがあります。
- (2) 留学、ボランティア活動、病気等のために休学及び復学をする者は、教育委員会へ異動届を提出してください。異動届により奨学金の支給の停止・再開をいたします。ただし、2年間を超えて休学する場合は奨学生の資格は取り消されます。
- (3) 卒業所要単位取得目的として留学する場合は支給を継続しますが、異動届は提出していただく必要があります。
- (4) 兄弟姉妹が当該年度に瑞浪市奨学金を受給している場合は、審査の判断要件とします。
- (5) この制度でいう「資産」とは、同一生計の家族の保有する現金・預貯金、金・銀、上場株券、保険解約払戻金のことを指します。資産（合計額1,000万円以上）の有無について、家庭の状況調書にご記入ください。  
※不動産などのすぐに現金化できないものは含みません。

### 【申請書提出先】

瑞浪市教育委員会 教育総務課（瑞浪市役所 4階）

**郵送不可** 必ず、申請者かその保護者が持参してください。

※申請書類提出時、申請内容の確認等のために15分程度の時間を要しますので、時間に余裕をもって申請してください。

### 【審査結果の通知】

審査結果は、6月下旬に採用・不採用に関わらず本人宛に通知します。  
正式な決定は、誓約書を提出した後となります。

【申請に必要な書類】

申請書及び必要書類	依頼（取得）先	備考【注意事項】
(1) 「奨学資金支給申請書」		奨学生本人が記入
(2) 「家庭の状況調書」		保護者の方が記入 16歳以上の家族全員が署名
(3) 「推薦書」	令和5年度在籍学校 または最終出身学校	時間に余裕をもって学校に依頼してください。
(4) 「成績証明書」	令和5年度在籍学校 または最終出身学校	注) 瑞浪市長宛封印信書 …開封無効… 成績証明書が発行できない場合は、通知表を原本証明したもの
(5) 「在学証明書」 (奨学生本人分)	令和6年4月1日 以降に在学する学校	学生証のコピー不可
(6) 「その他市長が必要とするもの」	[別表1] を参照し、該当する場合に提出してください。	

【別表1】

	区 分	証 明 書 等
1	障害者手帳所持者がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の写し</li> <li>精神障害者保健福祉手帳の写し</li> <li>療育手帳の写し</li> </ul>
2	母子・父子家庭	下記のうちいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉医療受給者証の写し</li> <li>遺族年金証書の写し</li> <li>児童扶養手当証書の写し</li> <li>戸籍謄本</li> </ul>
3	申請者の兄弟姉妹で、小・中学校以外の学校に在学している者がいる場合	在学していることが証明できる書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>在学証明書の写し</li> <li>学生証の写し</li> </ul>
4	申請者及び同一生計の就学者が別居の場合	別居していることが証明できる書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>転出先の住民票の写し</li> <li>アパート等の契約書の写し</li> <li>入寮証明書の写し など</li> </ul>
5	外国人の場合	在留資格、在留期限がわかる書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>在留カードの写し</li> </ul>
6	所得、市税納付状況、住民登録を確認することができない場合	後日、照会させていただきます。